

(参考資料)

給食施設向け確認用フロー図など

《参考資料目次》

- ◆ <再掲> 給食施設における利用者の特性について . . . 35
- ◆ 食数による給食施設・特定給食施設の分類 . . . 36
- ◆ <再掲> 給食施設内に調理施設（厨房）があり、
施設内調理の上、給食を提供している施設の取り扱い（フロー図） . . . 37
- ◆ <再掲> 給食施設内に調理施設（厨房）がなく、
施設外調理の上、給食を提供している施設の取り扱い（フロー図） . . . 38
- ◆ 一般給食センターの基本的な考え方について . . . 39
- ◆ 厚生労働省通知（令和2年3月31日付け健健発0331第2号） . . . 40
～46
 - 別添1 特定給食施設における栄養管理に関する指導・支援等について
 - 別添2 特定給食施設が行う栄養管理に係る留意事項について

是非、
ご活用ください♪



※利用者の特性による施設種別

給食施設の「利用者の特性」について以下のように施設種別で判断する

施設種別	主な施設
学校	幼稚園、幼稚園型認定こども園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学、高等専門学校、学校給食共同調理場等
病院	病院、診療所
介護老人保健施設	介護老人保健施設
介護医療院	介護医療院
老人福祉施設	特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム
児童福祉施設	助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所（園）、幼保連携型認定こども園、保育所型認定こども園、地方裁量型認定こども園、児童厚生施設、児童養護施設、児童自立支援施設等
社会福祉施設	救護施設、更生施設、障害者支援施設等
事業所	事業所（社員食堂など）
寄宿舎	学生または労働者の寄宿施設
矯正施設	刑務所、少年刑務所、拘置所、少年院、少年鑑別所
自衛隊	自衛隊
一般給食センター	特定した施設（複数の場合も含む）に対して継続的に食事を供給している施設であって上記「学校」から「事業所」までに該当しないもの（配食センターなど）
その他	上記以外の施設（認可外保育施設、警察学校、有料老人ホーム、サービス付き高齢者住宅など）

食数による給食施設・特定給食施設の分類

特定かつ多数の者に対して継続的に食事を供給する施設ですか

※軽食のみの提供は給食に含まない

3つの下線において
いずれかあてはまる

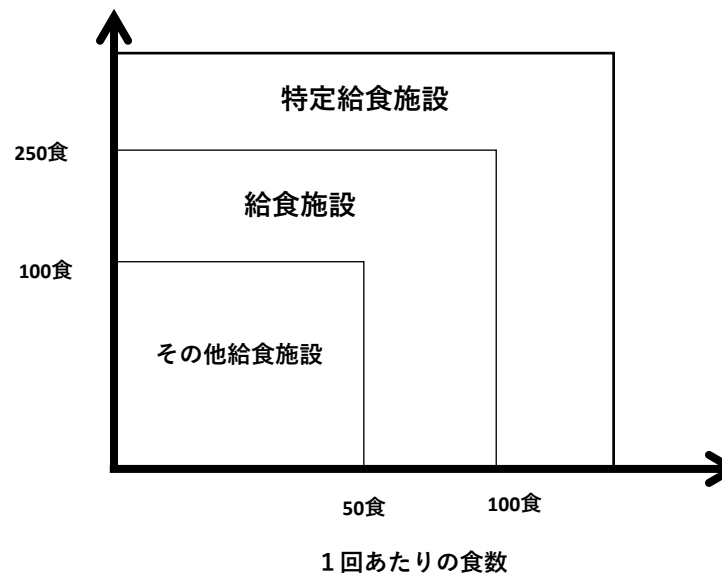
特定給食施設及び給食施設に該当しません

3つの下線において
すべてあてはまる

食数はどれに該当しますか。（参考：右記図）

- ① 1回100食以上 または 1日250食以上
- ② 1回50食～100食未満 または 1日100食～250食未満
- ③ 1回50食未満 または 1日100食未満

1日あたりの食数



①

『特定給食施設』に該当します

健康増進法施行細則により提出物等を定めています。

②

『給食施設』に該当します

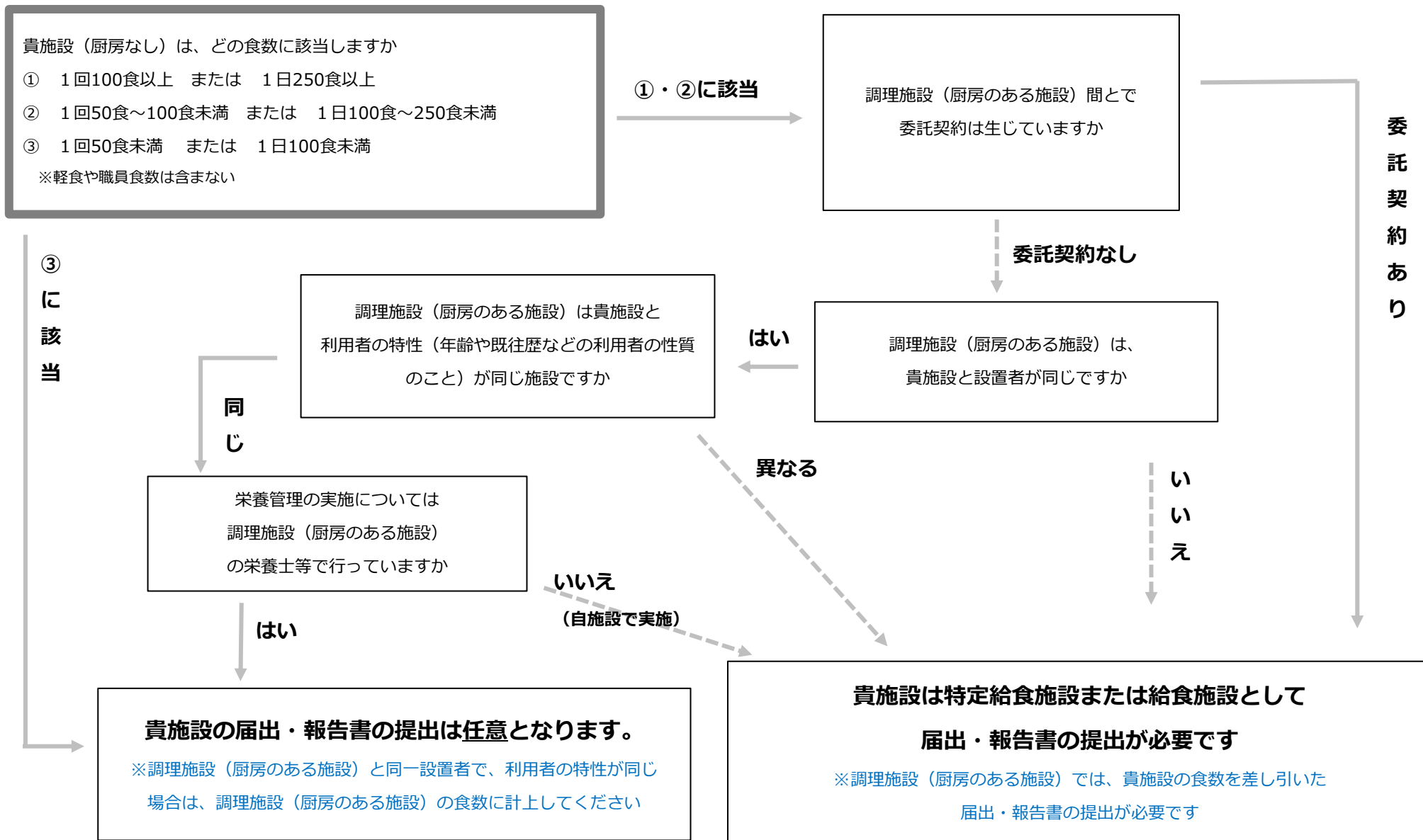
沖縄県給食施設届出要綱により提出物等を定めています。

③

『その他給食施設』

に該当します。届出等の提出は任意です。
提出する場合は、②給食施設に準じます。

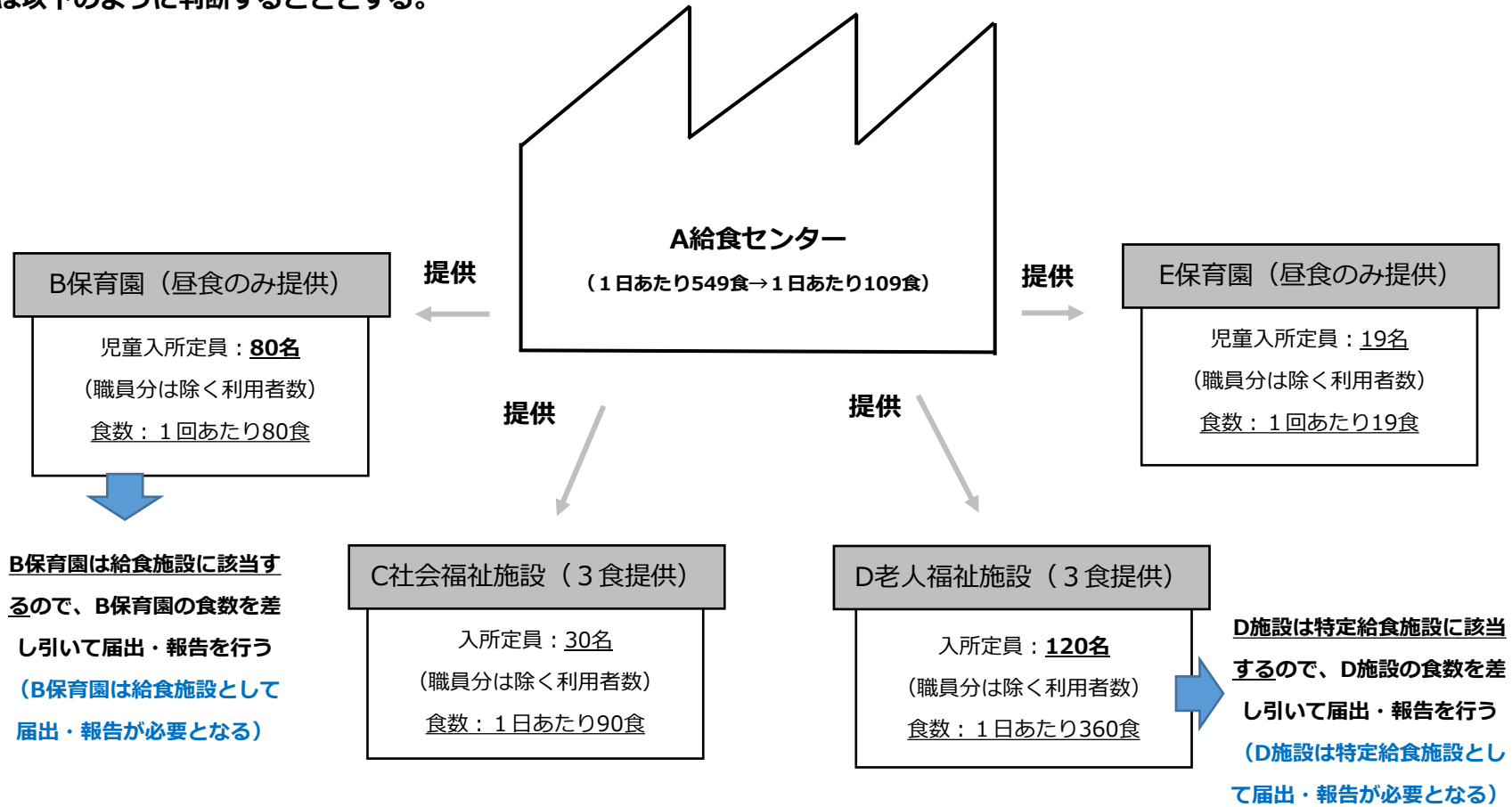
給食施設内に調理施設（厨房）がなく、施設外調理の上、給食を提供している施設の取り扱い（フロー図）



一般給食センターの基本的な考え方について

一般の給食センターは提供先の食数を考慮した、届出・報告が必要となる。

原則的には以下のように判断することとする。



※上記にあるように今までA給食センターの食数は1日549食(=B保育園80+C社福90+D老福360+D保育園19)

となるが、B保育園とD老福が各々届出・報告が必要となることにより、A給食センターにおいてはその食数を差し引くこととするので

A給食センターの食数は1日109食(C社福90+D保育園19)となり、A給食センターも特定給食施設から給食施設へと変更となる